

村山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、偏見による誹謗中傷等により犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、他の地方公共団体その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、関係機関等と相互に連携及び協力を図りながら、犯罪被害者等の支援を行うものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(二次的被害及び再被害の防止)

第6条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の個人情報の保護及び安全の確保に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、住居に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な支援制度に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民及び事業者が理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。